

策定年月	令和5年3月
見直し年月	令和 年 月

麦国産化プラン

産地名：〇〇市

(作成主体：D市農業再生協議会)

1. 麦生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

〇〇市は、耕地面積の約8割が水田であり、水稻を基軸とした営農が中心となっている。また、かつて県内でも有数の麦の産地でもあったことから、近年、水田裏作での麦の栽培が広がりを見せている。

裸麦「トヨノカゼ」に関しては、平成23年から栽培を開始し、平成27年に〇〇生産組合を発足し、組合が中心となって栽培を続けている。市民グループでの味噌づくりや学校給食での麦の消費等、地域において裸麦は馴染みのある食材となり、市内加工グループや地元企業が商品開発を行い、市内外で加工品を販売する等の取組が見られるようになった。今後も〇〇市の特産品として位置付け、令和5年産からは、JA〇〇・鹿児島県経済連を通じて〇〇との取引を中心に〇〇市内以外でも消費を拡大し、面積拡大を目指していく方針。また、今後は、裸麦に加え大麦「はるか二条」の生産も検討していく予定。

また、小麦に関しても令和2年から裸麦に加えて、取組を開始した。パン用小麦「せときらら」を、JA〇〇・鹿児島県経済連を通じて、〇〇への取引を中心に県内の学校給食などでの消費を拡大し、面積拡大を目指していく方針。

【裸麦・小麦】

〇生産の現状と課題

- ・水田の裏作での取り組みが中心となっているため、排水対策の実施が重要な課題となっている。
- ・赤カビ病の発生により規格外となってしまうため、赤かび病の防除が課題。
- ・水田の裏作での取り組みであるが、麦の播種の遅れが、収量・収穫時期等に大きく影響する。
- ・実肥の実施の有無で、たんぱく含有量に差が出る。
- ・麦踏みの有無により、倒伏の懸念がある(特に小麦)。

〇課題に向けた取り組み方針

・排水対策技術：

額縁排水・明渠・暗渠・サブソイラでの心土破碎・アッパーロータでの耕耘同時畝立て播種の実施を推奨しており、どれか1つを実施することが、産地交付金の要件としている。

・赤カビ病の防除：

出穂期に1回目、その7～10日後に2回目の赤かび病防除を農家へ指導。

・適期播種

基本的には、播種を11月中に終わらせるように農家へ指導。

・実肥：

赤カビ病の防除の際に、必ず実肥を行うように指導。

・麦踏み：

基本的には、分けつ期(3葉期)から2回の麦踏みを指導(特に小麦)。

2. 産地と実需者との連携方針

【大麦】

毎年、7月末～8月に開催される麦生産流通対策会議において、〇〇市・鹿児島県経済連・〇〇との間において、協議を実施することで、需要と共有のバランスを目指す。

トヨノカゼ	令和5年度（令和5年産） 生産予定量・取扱予定量(kg)	令和8年度（令和8年産） 目標量(kg)
〇〇市	35,551	42,035
〇〇（実需者）	40,000	45,000

はるか二条	令和5年度（令和5年産） 生産予定量・取扱予定量(kg)	令和8年度（令和8年産） 目標量(kg)
〇〇市	-	今後検討
〇〇（実需者）	-	今後協議

【小麦】

毎年、7月末～8月に開催される麦生産流通対策会議において、〇〇市・鹿児島県経済連・〇〇（実需者）との間において、協議を実施することで、需要と共有のバランスを目指す。

	令和5年度（令和5年産） 生産予定量・取扱予定量(kg)	令和8年度（令和8年産） 目標量(kg)
〇〇市	20,360	24,876
〇〇（実需者）	100,000(鹿児島産全体)	100,000(鹿児島産全体)

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

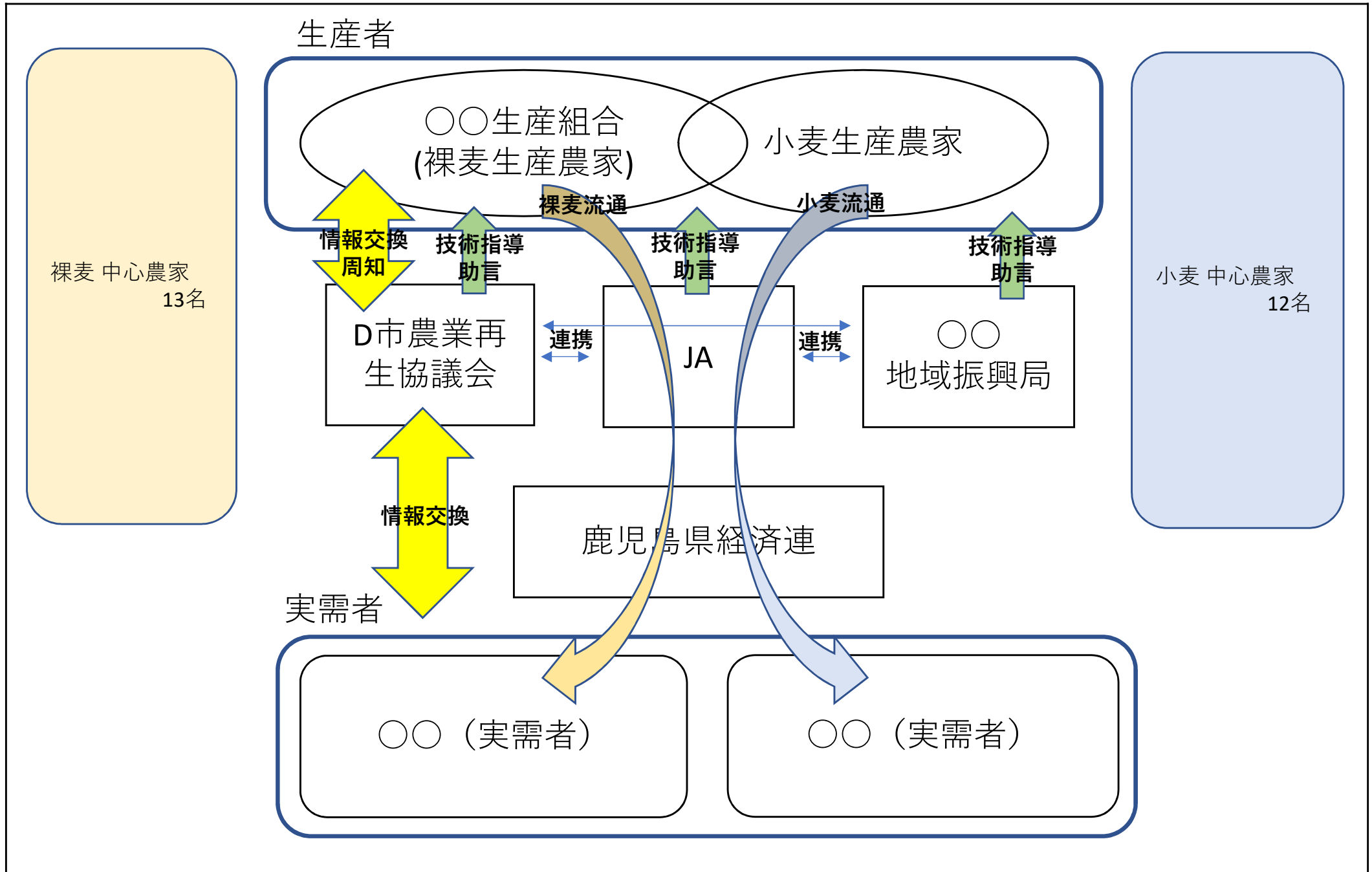
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者（製粉会社、製パン会社、製麺会社等）とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先（最終実需者）について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。
 ※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。